

# ヨコハマ・りぶいん等家賃減額助成等実施要領取扱基準

(制 定) 平成 16 年 10 月 1 日

(最新改定) 令和 3 年 7 月 1 日 (建住政第 730 号)

## 1 目的

この取扱基準は、ヨコハマ・りぶいん等家賃減額助成等実施要領(以下「要領」という。)第 30 条の規定に基づき、ヨコハマ・りぶいんの家賃の減額に対する助成における細目を定めることを目的とする。

## 2 所得の調査

(1) 要領第 12 条第 1 項及び第 13 条第 1 項の住民税課税証明書及びその他市長が必要と認める書類については、家賃に代えて所定の入居者負担額を毎月支払うことを希望する入居者が、毎年度 6 月に実施する所得調査において管理業務者に提出することにより、収集することとする。

(2) 要領第 15 条第 1 項の助成額の根拠となる所得については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の運用について(建設省住管第 4 号及び建設省住建発第 110 号)に定める方法により把握するものとする。

(3) 入居者は、要領第 16 条第 2 項の通知に対し、過去 1 年間の収入の額が著しく変動したこと等により、要領第 15 条第 1 項により決定した所得の額の変更を受けようとする場合には、所得変更決定申請書(第 1 号様式)に、その理由を証する書類を添えて、管理業務者に提出しなければならない。

(4) 管理業務者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、申請者に対し、その結果を所得変更決定・不決定通知書(第 2 号通知)により通知するものとする。

(5) 入居者は、前項の通知を受けた後に、過去 1 年間の収入額が再び著しく変動した場合は、管理業務者に第 3 項の規定に基づく申請を再度行わなければならない。

(6) 第 4 項の規定は、前項に規定する申請書を受理した場合に準用する。

## 附 則

(施行期日)

1 この取扱基準は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この取扱基準は、令和3年7月1日から施行する。